

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山梨県山中湖村

2 構造改革特別区域の名称

山中湖観光農業推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

山中湖村全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 山中湖村の概要

・位置

山中湖村は富士山の東方山麓に位置し、山梨県最東南端にあたる。東は明神山を境に神奈川県に、南に三国山、籠坂峠を境に静岡県と接し、北から西にかけては道志村、都留市、忍野村、富士吉田市と隣接している。

東京都心は100km圏内に位置し、東名高速や中央自動車道など、首都圏との交通網の発達により、現在は東京から2時間以内で山中湖村まで運転することが可能である。

・立地条件・面積

村の東西の長さは9.3kmで、南北の長さは6.5kmである。本村の総面積は52.8km²であり、うち山中湖の面積は6.67km²である。山中湖村の標高は山中湖村役場において986mであり、山中湖村は山中湖を中心に山中・平野・長池・旭日丘の4地区によって構成されている。

・地形

村の中央に山中湖があり、その周囲には石割山、大平山、大出山、大洞山、三国山、明神山などのなだらかな山が取り囲み、山中湖村を中心とした盆地状の高原である。

地形・地質的には標高1000m前後のなだらかな起伏の高原地帯であり、火山岩・火山灰・火山礫等が堆積した地帯が多く、火山性土質である。

・自然環境

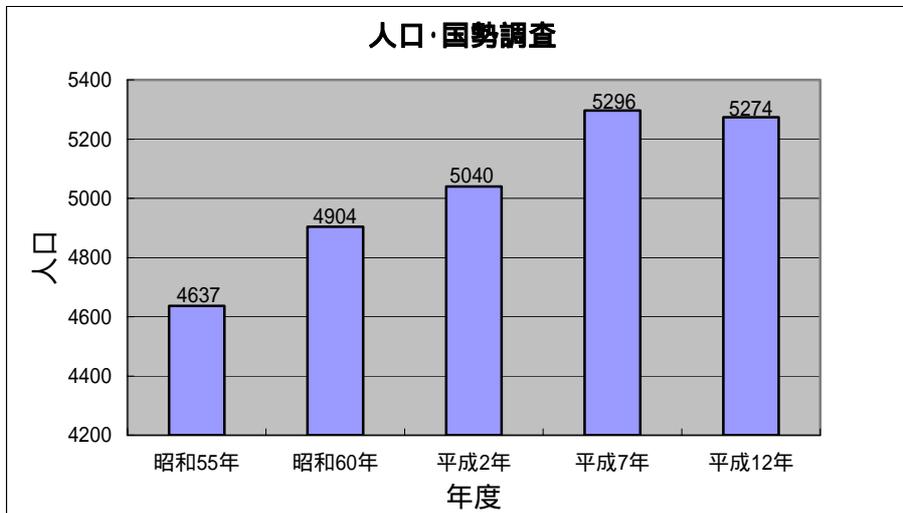
山中湖村は総面積の95%が富士・箱根・伊豆国立公園に指定されており、平均降雨量は2303mmで、日照時間は1650.9時間であり、平均気温は真夏でも30度を越えることはまれで、非常に過ごしやすい気候である。

山中湖村には、標高3776.2mで日本のシンボルと言える富士山、海拔982mと富士五湖中最も標高が高く、面積が6.67km²と富士五湖中最も大きい山中湖と、それを取り巻く森林や高原など、非常に美しい自然環境という貴重な資源を保有している。

・人口

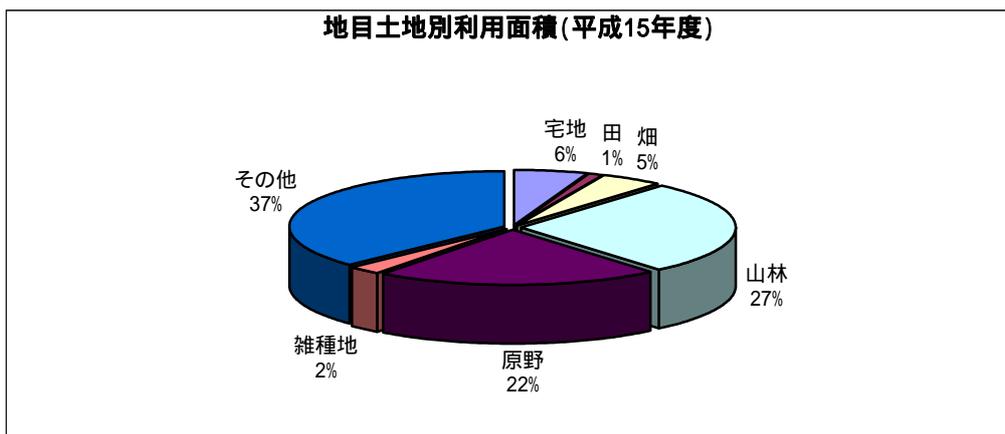
平成 12 年度の山中湖村の人口は 5,274 人であり、平成 2 年度の国勢調査における人口と比較すると 4.64%の増加が見受けられ、昭和 55 年度の国勢調査では本村の人口が 4,637 人であったことから、山中湖村の人口は着実に増加していることが確認できる。

平成 12 年度の国勢調査の結果によると年齢別人口構成は、年少人口（0 - 14 歳）が 17.8%、生産年齢人口（15 - 64 歳）が 66.2%、高齢人口（65 歳以上）が 16.1%となっている。昭和 55 年度の国勢調査では年少人口（0 - 14 歳）が 24.4%、生産年齢人口（15 - 64 歳）が 67.5%、老年人口（65 歳以上）が 8.1%であったことを考慮すると、村内の年少人口比率の低下と老年人口比率の上昇が確認でき、村内の高齢化が進んでいる。（以上、国勢調査）



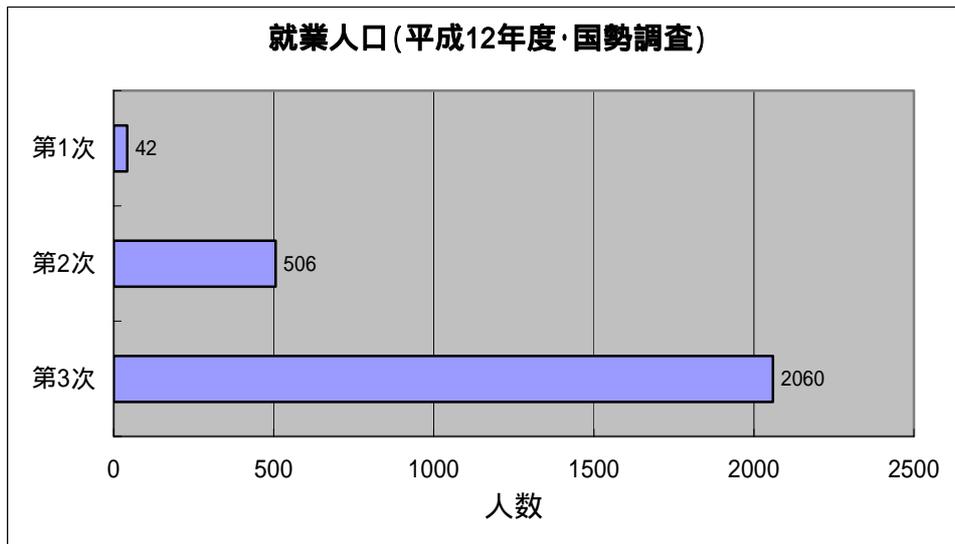
・土地利用

山中湖村の総面積（52.81km²）のうち、山中湖の面積は 6.67 km²、村内の農地は 3.21 km² で、総土地面積の 6.0%にあたり、宅地面積は 2.98 km² で、総面積の 5.6%にあたる。山林は 14.58 km²、原野は 11.52 km² で、それぞれ山中湖村の総面積の 27.6%と 21.8%にあたる。（平成 15 年度現在）本村の耕地面積の内訳は田が 53ha、畑が 8ha で、そのうち果樹園が 4ha である。（平成 15 年・耕地面積統計調査）



・産業

山中湖村の産業分類は、平成 12 年度の就業者数（2,608 人）のうち、第 1 次産業の就業者は全体の 1.61%にあたる 42 人であり、うち農業就業者は 20 人である。第 2 次産業の就業者は全体の 19.4%にあたる 506 人をしめ、就業者の 78.98%にあたる 2,060 人は第 3 次産業にかかわっている。山中湖村の就業者の 8 割以上が、何らかの形で観光と関係のある職業に就いているといえる。



・農業

平成 15 年度の山中湖村の総農家人口は 624 人であり、内 102 人は農業従事者、47 人は農業就業者、12 人は基幹的農業従事者である。

総農家数は 121 戸で、販売農家のほとんどが農業以外を収入の主とする第 2 種兼業農家である。本村での専業農家は 2 戸、第 1 種兼業農家はなく、第 2 種兼業農家が 41 戸あり、残りの 78 戸は生産および販売規模の小さな自給的農家である。農業従事者については、その 4 割以上が 65 歳以上であり、高齢化が進んでいる。

山中湖村における農家数推移（農林業センサス）

区 分	総農家数	自給的 農家数	販 売 農家数	専 兼 業 別 農 家 数		
				農家数	兼業農家数	
					第1種	第2種
1995年	戸 170	戸 134	戸 36	戸 1	戸 2	戸 33
2000年	121	78	43	2	0	41

農業従事者に占める 65 歳以上の割合（農林業センサス）

区 分	農業従事者数	農業従事者有数 （65 歳以上）	比率
1995 年	535 人	164 人	30.6%
2000 年	276 人	117 人	42.3%

・農産品・特産品

山中湖村の主な農産品は上位から順に、豚等の畜産業、鉢物類、だいこんである。

特産品については、以前よりワカサギが注目されており、平成 10 年度には 56,610 万匹のワカサギが山中湖に放流された。

また、新たな特産品の開発として村ではワイン用ブドウに注目し、平成 11 年より試験栽培をスタートさせており、平成 15 年には約 2 t のブドウが収穫された。

5 構造改革特別区域計画の意義

山中湖村では土地生産性・労働生産性が低く、農業が産業として成り立ちにくい状況であるため、専業農家はほとんど無く、9 割以上が農業以外の収入を主とする第 2 種兼業農家（本村においては、観光業との兼業がそのほとんどを締める。）または、生産および販売規模が小さく兼業に満たない自給的農家であるが、昨今の厳しい財政事業の中、観光業との兼業は困難を極め、農業離れが進み、遊休農地が拡大している。また、農業従事者の高齢化も進んでいる。

このような状況下において、村では農業生産基盤の整備および遊休農地の解消を目指し、ハード事業として土地改良事業を導入している。平成 6 年度から新畑地区（現・花の都公園地区）において農村振興総合整備事業（旧農村活性化整備事業）を、さらに平成 15 年度からは富士北麓水源の里地区（平野地区）において中山間地域総合整備事業を導入している。

また、『全村公園化構想』の一環として、観光と農業による地域活性化を目指し、ソフト事業として観光と農業の振興の場として、花の都公園施設整備を展開している。

これまで、花の都公園地区については、土地改良事業により確保された優良農地を利用して、観光と融合した農業を摸索する中で、休耕田の転作事業として景観形成作物や花卉を導入するとともに、一部は試験田としてワイン用ブドウの試験栽培を行ってきた。

転作事業による休耕田への花卉の導入は、季節ごとに美しい花が一面を覆い、公園内の各施設と合わせて多くの観光客を喜ばせ、観光と農業が見事に融和している。また、ワイン用ブドウについては、平成 11 年の試験栽培開始から 5 年目を迎える

が、昨年は約2トンのブドウが収穫され、気象条件の厳しい山中湖村においても十分栽培が可能であることが証明され、今後の特産品化が期待でき、こちらも観光と農業の融和が図られるものである。

花の都公園におけるこれまでの成果および、農家の9割以上が観光業との兼業による第2種兼業農家、または生産および販売規模が小さく兼業に満たない自給的農家であり、さらに高齢化が進んでいるという現状を元に、今後の山中湖村における農業のあり方を考えると、観光と融和した農業すなわち『観光農業』を振興していくことがベストである。

ハード事業の土地改良事業のうち新たに導入された中山間地域総合整備事業はすでに進行しており、優良農地の整備開始を前に、ソフト事業のますますの充実が必要となるが、観光農業の振興を図ることによりこの問題も解決される。

今後、観光農業の振興を図っていくためには、これまで行政主導であった農業施策のあり方を改め、民間活力を導入し、そして最終的には住民（特に若者を中心）に観光農業への関心の目をむけさせ、住民ぐるみで取り組んでいく必要がある。

今回特別区域を設定し、今まで困難であった農業施策に民間の活力を導入することにより、行政とは違った視点を持った法人の参入が可能となり、様々な視点から観光と農業のあり方を思案することにより、観光農業の振興を図るものである。

本特区計画の成功により、住民の観光農業への関心も高まり、村・法人・住民が一体となって、より充実した観光農業の振興が図られ、地域の活性化につながっていくものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、山中湖村『全村公園化構想』の一環として、観光農業の振興を通じて、地域活性化を目指すものである。

村では観光農業について「見せる」「体験させる」「特産品化」の具体的な3つのテーマを掲げ、振興を図っていく予定であるが、ここに行政と違う視点・企画を持った法人を受け入れ、村・法人・住民が一体となって、観光農業の振興を図ることを目標とする。

以上の目標達成のために、山中湖村全域を特別区域に指定し、まずは「花の都公園」地区について農地を村が借り受け、これを法人に貸し付け、「見せる」「体験させる」「特産品化」を軸とした観光農業を展開する。このうち「見せる」「特産品化」についてはそれぞれ花卉の植栽、ワイン用ブドウの栽培と、これまで村が行っている程度の成果を得ていることを引き継ぐ形で行ってもらい、これに改良を加えてより良いものにしてもらう。また、「体験させる」については、農業体験プログラム等の展開を視野に入れ振興を図ってしていく予定である。さらに、中山間地域総合整備事業の進行に伴い、事業実施地区である平野地区についても、法人への農地貸し付け事業を展開していく予定である。村・法人による観光農業の振興を目にすることにより、地元農家や一旦農業から離れていた人々、さらにはこれまで農業に関心の無かった人々に観光農業に対する理解や生産に対する喜びを波及させ、多くの地

元住民を巻き込み一体となり、観光農業の振興を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的効果

(1) 遊休農地の拡大防止および解消

最初の3年間は、花の都公園地区を農地貸付重点地区とし、その後の3年間は、貸付重点地区を中山間地域総合整備事業の実施地区である平野地区へ拡大する。この6年間で、15haの農地貸し付けを目指すとともに、「見せる」「体験させる」「特産品化」を軸として観光農業を展開し、地元農家の観光農業に対する関心を高め、農業離れを抑え、離農者の農業回帰を促し、遊休農地の拡大を防ぐ。

現在、村には19.4haの遊休農地があるが、観光農業の振興を図ることでまずは拡大を防ぎ、事業開始から10年間で約3ha、その後10年ごとに5haの割合で遊休農地を解消していく。

区 分	農地貸付重点地区	貸し付け面積 (目標)	方 針
初年度からの3年間	花の都公園地区	5ha	観光農業の振興を図り、遊休農地拡大を防ぐ
4年目～6年目	平野地区	15ha	観光農業の振興を図り、遊休農地拡大を防ぐ

区 分	耕作放棄面積(遊休農地)	方 針
現在	19.4ha	観光農業の振興を図り、遊休農地の解消を防ぐ
10年後	16ha以下	観光農業の普及により遊休農地の解消を図る
20年後	10ha以下	観光農業の普及により遊休農地の解消を図る

(2) 花の都公園地区における入場者数の増加

事業開始後の3年間については、花の都公園地区を中心に、農地の貸し付けを行い、観光農業を展開していくが、これにより現在350,000人ある花の都公園の交流人口(年間入園者数)が、年間30,000人の割合で増加が期待できる。

区 分	現 在	目 標(5年後)
交流人口(年間入園者数)	350,000人	500,000人

(3) ワイン用ブドウの栽培による山中湖ワインの特産品化

観光農業の一つとして掲げた「特産品化」として、これまで試験田により試験栽培を行ってきたワイン用ブドウを、法人が借り受けた農地を利用し本格的に栽培することにより、栽培面積を10年後には10haに拡大し、年間収量20トンを目指す。

そして、このブドウを原料としたワインを村の特産品として年間 20,000 本の販売を目指す。ワインの販売価格については、品質により異なってくるが、年間 20,000 本の販売が可能となれば、年間 20,000 千円の利益が期待できる。

区 分	現在（試験田）	5 年後	10 年後
栽培面積	4ha	6ha	10ha
収 量	2 t	10t	20t
ワイン本数	2,000 本	10,000 本	20,000 本
販売利益		10,000 千円	20,000 千円

（４）農業体験による長期的滞在者・持続的交流の増加

観光農業の一つとして掲げた「体験させる」を通じて、農業体験をすることにより長期的な滞在、持続的な交流が増し、地元の民宿等への宿泊客の増加し、年間 15,000 千円（300 人×10 日×5,000 円）の利益が期待できる。

（５）山中湖村全域における観光客の増加

本特区計画による観光農業の振興にともない、地域の活性化が図られ、これまでの、富士山、山中湖といった観光資源に、農業という新たな資源が加わることで、現在年間 5,000,000 人の観光客が 10 年後には 500,000 人の増加が期待できる。

区 分	現 在	目 標（10 年後）
交 流 人 口	5,000,000 人	5,500,000 人

8 特定事業の内容

1001 「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草牧草地の特定法人への貸付け事業」

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定自業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

「農村振興総合整備事業」

「中山間地域総合整備事業」

村、農業委員により農地を巡回し、遊休農地対策を指導。

村、法人により、観光農業の振興の推進・強化を図る。

別紙

1 特定事業の名称

1001 「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草牧草地の特定法人への貸付け事業」

2 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者

山中湖村、特区内の農地を借り受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の開始の日

本特区計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に關与する主体

山中湖村、特区内の農地を借り受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人（当面は、株式会社山中湖観光振興公社のみ）

(2) 事業が行われる区域

山中湖村全域

(3) 事業の実施期間

平成 17 年度から継続定期に実施

(4) 事業により実現される行為

- ・山中湖村が農地所有者から「特別区域内」の農地を借り受け、村が株式会社山中湖観光振興公社に貸し付ける。村は、株式会社山中湖観光振興公社と構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づく協定を締結し、特定事業の有効かつ円滑な実施を確保する。また、公社は、農業に常時従事する役員を一人以上おく。
- ・株式会社山中湖観光振興公社による観光農業の展開
観光農業について「見せる」「体験させる」「特産品化」の 3 つのテーマを掲げ振興を図っていく。
「見せる」として、花卉の植栽を行い 4 月～10 月までの期間を通じて、季節ごとに、花を咲かせ美しい景観を形成する。
「体験させる」として農業体験プログラムを設定し、都市住民や子供を対象として、植付けから収穫までの作業を体験してもらう。
「特産品化」として、ワイン用ブドウの栽培を行い、これを原料としたワインを販売し、山中湖村の新たな特産品することを目指す。
- ・株式会社山中湖観光振興公社による、観光農業の地元住民への普及

観光農業への取り組みを、地元広報誌、インターネット等により住民に紹介し、希望者については、随時説明会及び見学会を実施する。また、植付けや、収穫の際には様々なイベントを行い、住民および村の各種団体を招くことにより観光農業への関心を高め、村ぐるみで観光農業の振興を図り、遊休農地の拡大防止および解消を目指すとともに、地域を活性化させていく。

また、当面は株式会社山中湖観光振興公社のみに貸し付けを行っていくが、参入希望法人があれば審議し、受け入れを行い、ますますの観光農業の振興を図っていく予定である。

5 当該規制の特例措置の内容

山中湖村は標高 1,000m前後のなだらかな起伏の高原地帯に位置し、真夏でも最高気温が 30 度を超える日はほとんどなく、冬においては最低気温が氷点下 20 度近くまで下がり、年間降水量も 2300mm と非常に多く、農業には大変厳しい気候である。また、土壌も火山灰等が堆積した火山性土質であるため、土地生産性も低く、農業を行うには厳しい環境である。このような環境においても、細々と農業は行われていたが、昭和 40 年代以降の急速な観光地化により農業離れが一段と加速し、現在では、村の就業者の 8 割以上が何らかの形で観光と関係ある仕事に就いている。このために、専業農家はほとんど無く、9 割以上が観光業の収入を主とする第 2 種兼業農家または民宿等観光業に生かした自給的農家である。また、昨今の不況の波を受け、観光業と農業の兼業は困難を極め、働き盛りの若い世代が農業から離れ、観光業からも手を引きつつある現状である。これにより農業従事者の大幅な減少・高齢化が進み遊休農地が拡大している。

経営耕地面積と耕作放棄面積（遊休農地）（農林業センサス）

区 分	経営耕地面積	耕作放棄面積 (遊休農地)	比 率
1995 年	36.7ha	15.8ha	43.1%
2000 年	38.4ha	19.4ha	50.5%

農業従事者に占める 65 歳以上の割合（農林業センサス）

区 分	農業従事者数	農業従事者有数 (65 歳以上)	比 率
1995 年	535 人	164 人	30.6%
2000 年	276 人	117 人	42.3%

ここで次代の山中湖村の農業を担う、担い手に目を向けると、山中湖村地域農業

マスタープラン（平成12年度策定）において、多様な担い手の育成に関する基本方針として、「望ましい農業経営及び農業構造の確立を図るため、効率的かつ安定的な経営体の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発達のため、本村の実情に即し、多様な担い手の育成を図る。」と定めているが担い手の確保は難しい状況にある。また、新規就農者についても、同マスタープランの中で、新規就農者の促進に関する基本方針として、「近年農業は、農畜産物の輸入自由化、農業者の高齢化、産地間競争の激化などの多くの課題に直面し、農業生産力及び農村社会の維持が困難となる恐れがあることから、次代の本村農業を担う、強い意志と高度な技術を持った新規就農者を確保・育成することが重要であり、このため、次世代の農業経営を担う、優れた人材を幅広く確保する観点から、農家の後継者、農外からの新規就農者、農村 U ターン青年等の幅広い層を対象として、新規就農促進対策及び就農支援体制の充実・強化を図るものとする。」と定めているが、新規就農者の確保は厳しい状況にある。

以上を踏まえて今後の山中湖村における農業のあり方を考えると、本村の主産業である観光と融和した農業、すなわち『観光農業』を振興していくことがベストである。観光農業の振興には、行政だけの施策ではなく、民間活力の導入が不可欠であり、このためにも是非規制の特定措置が必要である。

観光農業の振興に伴い、農家および住民の農業への関心が高まり、農業離れを防ぎ、離農者の帰農を促し、さらに担い手・新規就農者を確保することにより、農業従事者を増加させ、遊休農地の拡大防止・解消を目指す。

観光農業の振興により、山中湖村の農業を再生させ、農業を通じた地域活性化を目指す。